香取市生活困窮者等自立支援事業委託募集要項

１　趣旨

生活困窮者及び生活保護受給者（以下「生活困窮者等」という。）が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、相談者の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、就労に向けた課題をより多く抱える者に対し、就労支援等を併せて実施し、就労の可能性を高めること、また家計の状況を適切に把握し改善の意欲を高める支援や、離職等の収入低下により居住する住宅での生活が困難となった場合の給付金の支援等、生活困窮者等への支援を通じ、自立に向けた地域ネットワークの構築を図ることなどを目的とし香取市（以下「発注者」という。）が実施する香取市生活困窮者等自立支援事業を受託する事業者を募集するものである。

２　事業の概要

（１）事業名

香取市生活困窮者等自立支援事業

（２）事業内容

別紙「香取市生活困窮者等自立支援事業委託仕様書（案）」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

なお、仕様書は、受注予定者を特定するための基本的な仕様について定めたものであり、契約締結の際は、更に詳細な内容について、選定された受注予定者と協議の上、定めるものとする。

（３）契約期間

令和８年４月１日から令和 13 年３月 31 日まで（５年間）

契約締結日の翌日から令和８年３月 31 日までの期間を準備期間とし、受注者は、備品・施設等の確認、職員の確保等、発注者から業務引き継ぎ等を受けるものとする。なお、当該準備期間に関する経費は、受注者が負担することとする。

（４）委託料の上限額　１６４，５６９，０００円

（消費税及び地方消費税を含む）

各年度の上限額は、それぞれ次の額を超えないこと。

令和　８年度	３２，４２６，０００円
令和　９年度	３２，７０７，０００円
令和１０年度	３２，９２７，０００円
令和１１年度	３３，１４７，０００円
令和１２年度	３３，３６２，０００円

３　対象経費

本業務の対象経費は次のとおりとする。

給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金（研修負担金等）

４　受注予定者の選定

公募型プロポーザル方式

５　参加資格

次の条件をすべて満たす者とする。

（１）平成 27 年度以降に生活困窮者等自立支援事業又は類似の業務実績を有するもの。

（２）仕様書で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び香取市の指示に柔軟に対応できること。

（３）本業務の公告日において、市内に法人の本拠又は事業所を有している社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人であること。

（４）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定のほか、次の各号に該当しないこと。

①手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者又は本業務の公告日前６か月以内に手形又は小切手を不渡りした者。

②民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）適用申請者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。国税、地方税を滞納していないこと。

（５）本業務の公告日において、香取市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成 18 年香取市告示第 113 号）に基づく指名停止措置又は香取市契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年香取市告示第 149 号）に基づく入札参加除外措置を公告日から受注予定者を特定するまでの間、受けていない者であること。

（６）経営状況及び経営規模において本業務の履行に支障がない法人であること。

（７）政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第３条に規定するもの）に該当しないこと。

（８）宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第２条の規定するもの）に該当しないこと。

６　スケジュール

内容	日程
公募開始	令和７年11月28日（金）から
質問の受付期限	令和７年12月９日（火）まで
質問の回答	令和７年12月16日（火）
参加表明受付期限	令和７年12月23日（火）まで
企画提案書等提出期限	令和８年１月20日（火）まで
選定委員会（ヒアリング）	令和８年１月27日（火）
選定結果通知（公表）	令和８年２月中旬
契約協議及び契約締結	令和８年２月下旬（予定）

７　質問等

本要項及び仕様書に関して疑義が生じた場合は、下記により問い合わせること。

（１）受付期限

令和７年 12 月９日（火）午後５時

（２）質問方法

ア. 質問書（様式第２号）により、ファクシミリ又は電子メールで行う。なお、送信後、必ず電話にて到達の確認を行うこと。

イ．質問は、各社１回限りとする。

ウ．質問は、原則、本要項及び仕様書の内容に限る。

ただし、質問が審査の公平性の維持を目的とする場合など、発注者が　必要と判断した場合は上記以外の質問にも回答する。

（３）質問先

香取市福祉健康部社会福祉課生活支援２班

ファクシミリ　0478(54)3370

電子メール　　seikatsu@city.katori.lg.jp

件名：【質問書】香取市生活困窮者等自立支援事業委託事業者募集とすること。

（４）回答日

令和７年 12 月 16 日（火）

（５）回答方法

香取市ホームページに公表

８　参加表明

前記の事業の受託を希望する場合は、下記により必要書類を提出すること。

（１）提出期限

令和７年 12 月 23 日（火）午後５時（必着）

（２）提出先

〒287-8501　香取市佐原ロ 2127 番地

香取市福祉健康部社会福祉課生活支援２班

（３）提出方法

郵送又は持参による。持参の場合の受付時間は、平日の午前９時から午後５時までとする。郵送の場合は、封筒に「参加表明書在中」と明記し上記提出期限必着とする。

（４）提出書類及び部数

ア．参加表明書（様式第１号）：１部

イ．令和４・５・６年度の事業報告書及び収支決算書：１部

ウ．法人の登記事項証明書（提出日の３ヶ月以内に発行されたもの）：原本１部

エ．定款又はこれに代わるものの写し：１部

オ．生活困窮者等自立支援事業と類似の業務実績が確認できる契約書及び仕様書等の写し　１部

カ．直近年度の納税証明書（未納がないことの証明）：原本各１部

・香取市が発行する市税（全税目）の納税証明書

・千葉県税事務所が発行する県税（全税目）の納税証明書

・税務署が発行する法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

キ．その他、発注者が必要と認める書類（指示があった場合）

９　提案書類の提出

（１）提出期限

令和８年１月 20 日（火）午後５時（必着）

（２）提出先

参加表明書の提出先、提出方法と同じ。ただし郵送の場合は、封筒に「企画提案書在中」と明記すること。

（３）提出書類及び部数

ア．　企画提案等提出書（様式第３号）　　１部

イ．　見積書（様式第４号）　　正本１部　副本９部

ウ．　企画提案書（様式第５号から様式第 19 号）10 部

※CD-R その他媒体により電子データを併せて提出するものとする。

10　参加の辞退

選定委員会への参加を辞退しようとする者は、次の方法により辞退する　こと。尚、参加を辞退した場合、既に提出された書類は全て返却する。

（１）　辞退期限

令和８年１月 16 日（金）午後５時まで

（２）　辞退方法

参加辞退届（様式第 20 号）を香取市福祉健康部社会福祉課生活支援２班に予め電話連絡のうえ、持参すること。

11　受注候補者の選考方法及び審査項目

（１）選定方法

香取市生活困窮者等自立支援事業委託事業者選定委員会設置要綱に基づきヒアリング審査を行い評価する。なお、応募者によるプレゼンテーションは行わない。

（２）ヒアリング実施方法

① ヒアリングの実施日は、令和８年１月27日（火）を予定している。時刻及び会場は、応募書類提出期限後に発注者から応募者へ通知する。

② 提出した提案書以外の追加資料の配付及び追加資料（動画等含む）のプロジェクターへの表示等は認めない。

③ ヒアリングにあたっては、１事業者３名以内の出席とし、本業務の主担当者の出席を必須とする。

④ ヒアリングはパソコン、プロジェクターを用いることを可とし、その場合はノートパソコン、プロジェクター、データ及び HDMI ケーブル等を持参すること。プロジェクター用スクリーンは発注者が用意する。

⑤ ヒアリングは１社ずつの呼び込み方式とし、１社あたり 30 分程度とする。

（３）選定方法及び審査基準

提出された企画提案書について、審査項目に基づき審査を行い、選定委員採点の合計点が最も高い応募者を第１順位の受注候補者として決定する。

企画提案書を提出した応募者が１者の場合も審査を行う。

審査基準は、別添「香取市生活困窮者等自立支援事業審査基準」に定める。

（４）選定結果の通知

① 選定の結果は、応募者のすべてに文書をもって、それぞれ通知する。また、業務委託受注予定者のみ、香取市ホームページに掲載する。

② プロポーザル審査の過程については公表しない。また、審査及び特定結果に係る電話等による問い合わせには応じないものとする。

③　応募者は、審査・特定結果に対する異議を申し立てることはできない。

（５）契約協議について

選定結果の通知後、第１位の提案を行った事業者と契約条件等について協議を行う。なお、協議が整わない場合は、次点者と協議を進める。

12　留意事項

（１）企画提案は、１社１案とする。

（２）提出された書類について、提出後の差替え及び変更は認めない。ただし、発注者が補正を求めた場合、又は補足書類の提出を求めた場合はこの限りでない。

（３）提出書類の扱い

提出書類は、返却しない。

（４）著作権の扱い

本プロポーザルにおいて提案者が提出するすべての書類の著作権は提案者に帰属するものとする。

ただし、発注者は審査・事業実施に必要な範囲で複製、引用等することができるものとする。

（５）参加表明、質問回答及び提案（以下「提案等」という）は、すべて応募者負担とする。

（６）発注者が提供する資料は、提案等に係る検討以外の目的で使用してはならない。

（７）応募者は、本件に際して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

（８）応募者の責任において関係法令等を十分に確認すること。

（９）提案等に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(10) 発注者は、応募者が提出した書類に虚偽の記載があった場合、当該提案を無効とすることができる。

(11) 発注者は、事務の遂行上やむを得ない事情等が発生した場合、本要項に示す日程や時間を変更又は中止することがある。

(12) (11) の場合において、応募者は異議を申し立てることはできない。また損害を受けることがあっても、その賠償を請求することはできない。

13　情報公開について

（１）事業者選定に係る情報については、香取市情報公開条例（平成 18 年香取市条例第 15 号）に基づき公開することを原則とする。

（２）契約締結後、発注者ホームページに以下の内容を掲載する。

ア．　業務名

イ．　受注者の氏名及び住所
ウ．　その他必要な事項
エ．

14　問い合わせ先

香取市福祉健康部社会福祉課生活支援２班
住所：香取市佐原ロ２１２７番地
電話：0478(50)1209
電子メール：seikatsu@city.katori.lg.jp
ファクシミリ：0478(54)3370